明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部を改正する省令（厚生労働二〇）　二
〔告示〕
○高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働四一）　六
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（同四二）　八
○診療報酬の算定方法の一部を改正する件（同四三）　一九
○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（同四四）　一九八
○特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件（同四五）　三一九
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（同四六）　二七〇
○特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（同四七）　四五五
○訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件（同四八）　四七二
○厚生労働大臣が定める指定訪問看護テーションの基準等の一部を改正する件（同四九）　四七七
○入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（同五一）　四八〇